

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和６年５月２８日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

ゆめタウン学園店

(２) 所在地

広島県東広島市西条町下見４４６５－１外

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社タカキベーカリー	代表取締役 石伊 邦恒	広島県広島市中区鶴見町２番１９号
有限会社グリーンセンター 芳樹園	代表取締役 宮迫 正光	広島県東広島市八本松東七丁目１３ 番１２号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町５番２号
株式会社フタバ図書	代表取締役 土橋 武	広島県広島市西区観音本町二丁目５ 番２０号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原 直史	広島県東広島市西条町御薊宇６７５４ 番地
株式会社ハニーズホールデ ィングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松２７番地の１

株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
澤田 敏郎	澤田 敏郎	広島県三原市宮浦六丁目27-7
株式会社ネクサスエンタープライズ	代表取締役 原本 一正	福永ビル2階A号室 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社タカキベーカリー	代表取締役 石伊 邦恒	広島県広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター 芳樹園	代表取締役 宮迫 正光	広島県東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町5番2号
株式会社フタバ図書	代表取締役 土橋 武	広島県広島市西区観音本町二丁目5番20号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原 直史	広島県東広島市西条町御薊宇6754番地
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
澤田 敏郎	澤田 敏郎	広島県三原市宮浦六丁目27-7
株式会社ネクサスエンタープライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号
株式会社良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3 変更年月日

名 称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社しまむら	退店	令和5年5月3日
株式会社良品計画	入店	令和6年4月18日

4 変更の理由

小売業者の入退店のため

5 届出年月日

令和6年5月20日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年5月28日（火）から令和6年9月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月30日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課